

第6回徳山ダムモニタリング部会

配付資料一覧

資料1 第6回徳山ダムモニタリング部会 議事次第

資料2 徳山ダムモニタリング部会 委員名簿

資料3 第6回徳山ダムモニタリング部会 出席者名簿

資料4 第5回徳山ダムモニタリング部会 審議メモ

資料5 第6回徳山ダムモニタリング部会資料【別刷・パワーポイント】

資料6 徳山ダムモニタリング調査結果の評価について（案）【別刷】

参考資料1 中部地方ダム等管理フォローアップ委員会規約

参考資料2 徳山ダムモニタリング部会規約

資料 1

平成 22 年 11 月 25 日
名古屋通信会館 菊の間
14:00~16:30

第 6 回徳山ダムモニタリング部会

議事次第

1. 開会

2. 主催者挨拶

3. 審議内容等

(1) 前回（第 5 回）部会の審議内容等について

(2) 徳山ダムの管理状況について

(3) モニタリング調査の実施状況について

- 水質
- ワシタカ P T
- 植物 P T
- 河川環境 P T
- 生育・生息環境 P T
- モニタリング調査のまとめ

(4) その他

4. 閉会挨拶

資料2

徳山ダムモニタリング部会 委員名簿

氏名	専門	所属
あべ 阿部 學	鳥類（猛禽類）	特定非営利活動法人 日本猛禽類研究機構 (Raptor Japan) 理事長
こまだ 駒田 格知	魚類	名古屋女子大学家政学部 教授
さいじょう 西條 好迪	植物	岐阜大学流域圏科学研究所センター 准教授
なかむら 中村 浩志	鳥類	信州大学教育学部 教授
のひら 野平 照雄	昆虫類	自然学総合研究所 研究員
ふじた 藤田 裕一郎	河川工学	岐阜大学流域圏科学研究所センター 教授
まえだ 前田 喜四雄	哺乳類	特定非営利活動法人 東洋蝙蝠研究所 理事長
まつい 松井 正文	両生類・は虫類	京都大学大学院 教授
まつお 松尾 直規	水質	中部大学工学部 教授

(五十音順)

資料3

平成22年11月25日

第6回徳山ダムモニタリング部会 出席者名簿

【委 員】

阿部 學	日本猛禽類研究機構理事長
駒田 格知	名古屋女子大学教授
西條 好廸	岐阜大学准教授
中村 浩志	信州大学教授
野平 照雄	自然学総合研究所研究員
藤田 裕一郎	岐阜大学教授
前田 喜四雄	東洋蝙蝠研究所理事長
松井 正文	京都大学大学院教授
松尾 直規	中部大学教授

(五十音順)

【国土交通省】

(中部地方整備局)
笹森 伸博 河川保全管理官

【独立行政法人水資源機構】

(中部支社)
富岡 誠司 副支社長
小森 清和 管理部長

(徳山ダム管理所)

日野 浩二 所長
青木 孝 調整課長

資料 4

「第5回徳山ダムモニタリング部会」 審議メモ

日 時：平成21年11月30日（月） 14:30～16:50

場 所：名古屋通信会館 菊の間

出席者：（委 員）駒田部会長、西條委員、中村委員、野平委員、藤田委員、前田委員、

松井委員、松尾委員（五十音順） 8名

（事務局）34名 （一般傍聴）1名 （報道機関）1社

【審議内容等】

1. 前回（第4回）部会の審議内容等の確認

- ・第4回モニタリング部会（平成20年11月27日）の審議内容を確認した。

2. 徳山ダムの管理状況について

- ・徳山ダムの管理状況として、洪水調節実績、利水補給実績、堆砂状況および徳山水力発電所の工事施工状況について報告を受け、内容を確認した。

3. モニタリング調査について

(1) ワシタカ PT

- ・湛水開始後3年目の猛禽類の生息・繁殖状況に関し、湛水前の既往の繁殖ペアが全て繁殖活動を継続していることが確認されたほか、以前に生息していたダム本体がある地域に新たな繁殖ペアが定着し繁殖したことが確認されたこと、今後は特に湛水開始前後の行動圏内部構造の変化に留意した解析・とりまとめを行うこと等の報告を受け、内容を確認した。

(2) 植物 PT

- ・重要種の移植後の定着状況及び直接改変区域周辺に生育する個体の監視結果、環境ベースマップの更新状況、上流端河岸植生調査の実施状況、貯水池内の水生植物の生育状況、下流河川の植生断面調査結果、オオムラサキの繁殖状況調査の予定、植生回復地における管理状況およびコア山の土壤調査実施状況について報告がなされ、審議し、以下のとおり指摘した。

① ダムサイトの法面の植生管理を継続的に実施すること。

② コア山のススキ草地の管理方法については、木本類を残した草本の刈り取りに留意すること。

(3) 生育・生息環境 PT

- ・試掘横坑のコウモリ類の利用状況、甚しあく湿性地におけるコウモリ類の出現状況、本支川流入部におけるカジカガエルの生息状況、陸域動物相調査（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、陸上昆虫類）の結果について報告がなされ、審議し、以下のとおり指摘した。

① 試掘横坑のコウモリ類の利用状況に関し、TL-34坑に糞の山（グアノ）があったことから、冬眠前の12月頃までに利用状況を確認すること。

② 甚しあく湿性地におけるコウモリ類の出現状況に関し、調査日、調査方法および飛翔データについて確認の上、訂正すること。また、湿性地補足調査は定性的に実施したものであり、甚しあく湿性地の上空をコウモリ類が餌場として使っているのは確実であるが、最終とりまとめに向けて考察の方法を検討すること。

(4) 河川環境 PT

- ・環境保全河川における魚類調査の結果、貯水池の上流河川における魚類調査の結果、魚類の移動に関する貯水池末端の連続性状況調査の結果について報告がなされ、審議し、

以下のとおり指摘した。

- ① 魚類の移動に関する貯水池末端の連続性状況調査に関し、他の支川とは状況が異なっていると考えられた白谷の状況については、水流の状態に影響を与える流量条件等を整理しておくこと。
- ② 今後のとりまとめにおいて、ダム湖内の魚類の動向についても留意すること。

(5) 水質

- ・流入河川および下流河川における水質調査の結果および貯水池内における水質調査の結果について報告がなされ、審議し、以下のとおり指摘した。
 - ① 網場地点の下層のデータについては地形を把握するとともに、データに採水標高等の注釈をつけること、また「底上+1m」は水質の代表性を考慮して採水方法を検討すること。
 - ② 水質指標の変化に関する評価について、CODとBODとの相関を整理しておくこと。DOについては飽和度を整理しておくこと。

(6) 今後の予定

- ・本モニタリング部会の今後の予定について報告を受け、確認した。

4. 審議内容の確認

- ・本日（平成21年11月30日）の審議結果を本メモに基づいて確認した。

以上

参考資料1

中部地方ダム等管理フォローアップ委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、「中部地方ダム等管理フォローアップ委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(設置者)

第2条 委員会は、中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構中部支社長(以下「中部地方整備局長等」という。)が設置する。

(目 的)

第3条 委員会は、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について(平成14年7月24日国河環第32号)」(国土交通省河川局長達)に基づき、フォローアップ調査の実施、結果の分析及び評価について中部地方整備局長等に対して意見を述べ、ダム等の管理の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上に資することを目的とする。

(対象ダム等)

第4条 委員会の対象ダム等は、別表のとおりとする。

(委員会)

第5条 委員会の委員は、学識経験を有するもののうちから、中部地方整備局長等が委嘱する。

2 委員会には委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。

3 委員長は会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第6条 委員会は、ダム等に関するモニタリング調査もしくは定期報告書によりまとめられた調査結果の分析・評価について検討を行うため必要がある場合には、委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該ダム等に関し学識経験を有する者のうちから、中部地方整備局長等が委嘱する。

(モニタリング部会)

第7条 中部地方整備局長等は、特定のダム等についてモニタリング調査が実施される期間、委員会にモニタリング調査計画の作成又は変更及びその調査結果の分析・評価について意見を聞くため当該ダム等毎にモニタリング部会(以下「部会」という。)を設置することとする。

2 委員会は、部会の意見をもって、当該ダム等に係るフォローアップ調査に

についての委員会の意見とすることとする。

3 部会の名称は〇〇ダム（又は〇〇堰）モニタリング部会（以下「部会」という。）とする。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。

5 部会長

（1）部会には部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

（2）部会長は部会の事務を掌理する。

（3）部会長に事故がある時は、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（議 事）

第8条 委員会、部会（以下「委員会等」という。）の会議は、それぞれの会長が召集し、議長をつとめる。

2 会議は委員及び議事に關係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

3 議事運営については、委員及び議事に關係のある特別委員の意見を聞いて定めることとする。

4 会議の終了の都度、その議事内容の概要を公表することとする。

（委員会又は部会の意見）

第9条 委員会は、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析・評価について、委員及び特別委員の意見をとりまとめ、委員会の意見として述べることとする。

2 部会は、モニタリング計画の策定及び調査計画の内容及びモニタリング調査結果の分析・評価について、部会に属する委員及び特別委員の意見をとりまとめ、部会の意見として述べることとする。

（資料の提示）

第10条 中部地方整備局長等は、委員会等の審議に際し、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析について説明を行い、委員会等からの求めに応じ必要な資料を提供する。

2 中部地方整備局長等は、特定のダム等に関するモニタリング調査検討結果について、委員会の求めに応じて説明を行い必要な資料を提供する。

（事務局）

第11条 委員会の事務局は、中部地方整備局河川部及び独立行政法人水資源機構中部支社管理部に置く。

（雑 則）

第12条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成8年7月11日から施行する。

(一部改正)

平成12年11月27日

平成13年 3月8日

平成14年 3月11日

平成15年 2月19日

平成17年 1月24日

平成18年 1月16日

平成18年12月13日

平成19年12月20日

別表

対象ダム等

美和ダム	中部地方整備局所管
小渋ダム	中部地方整備局所管
新豊根ダム	中部地方整備局所管
矢作ダム	中部地方整備局所管
丸山ダム	中部地方整備局所管
横山ダム	中部地方整備局所管
蓮ダム	中部地方整備局所管
長島ダム	中部地方整備局所管
小里川ダム	中部地方整備局所管
寒狭川堰	中部地方整備局所管
岩屋ダム	水資源機構中部支社所管
阿木川ダム	水資源機構中部支社所管
長良川河口堰	水資源機構中部支社所管
味噌川ダム	水資源機構中部支社所管
※徳山ダム	水資源機構中部支社所管

※ モニタリング部会対象ダム等

中部地方ダム等管理フォローアップ委員会名簿

氏 名 所 属

委員長	藤田 裕一郎	岐阜大学教授
委 員	石田 典子	名古屋女子大学教授
"	沖野 外輝夫	信州大学名誉教授
"	奥野 信宏	中京大学教授
"	駒田 格知	名古屋女子大学教授
"	西條 好迪	岐阜大学准教授
"	杉戸 大作	(財)廃棄物研究財団理事長
"	辻本 哲郎	名古屋大学大学院教授
"	中村 浩志	信州大学教授
"	長谷川 明子	ビオトープを考える会会长
"	松尾 直規	中部大学教授

徳山ダムモニタリング部会委員名簿

	氏　　名	所　　属
部会長	駒田 格知	名古屋女子大学教授
委 員	阿部 學	特定非営利活動法人 猛禽類研究機構理事長
"	西條 好迪	岐阜大学准教授
"	中村 浩志	信州大学教授
"	野平 照雄	自然学総合研究所研究員
"	藤田 裕一郎	岐阜大学教授
"	前田 喜四雄	特定非営利活動法人 東洋蝙蝠研究所理事長
"	松井 正文	京都大学大学院教授
"	松尾 直規	中部大学教授

参考資料2

徳山ダムモニタリング部会規約

(名 称)

第1条 本会は、「徳山ダムモニタリング部会」（以下「部会」という。）と称する。

(設置者)

第2条 部会は、中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構中部支社長が設置する。

(目 的)

第3条 部会は、中部地方ダム等フォローアップ委員会規約（以下「委員会規約」という。）

第8条第1項の規定に基づくモニタリング部会であり、モニタリング調査計画及び調査結果の分析の内容を審議し、中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構中部支社長に対して意見を述べることによって、徳山ダムの適切な管理に資することを目的とする。

(部 会)

第4条 部会の委員は、学識経験を有する者で構成し、別表一のとおりとする。

- 2 部会には委員会規約第8条第5項（1）の規定に基づき部会長を置く。
- 3 部会は、プロジェクトチームを設置することができる。
- 4 部会長は会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(プロジェクトチーム)

第5条 プロジェクトチームは、部会で審議された方針に基づき組織し活動する。

- 2 プロジェクトチームのリーダーは、部会委員がつとめるものとし、複数の委員が参加する場合は、各委員の互選により選出する。
- 3 プロジェクトチームでの審議内容は、部会に報告する。
- 4 リーダーが必要と認めた場合は、部会委員以外の専門家を参加させることができる。

(公 開)

第6条 部会は、原則として公開とする。

- 2 ただし、部会長が必要と認めた場合には非公開とすることができる。

(議 事)

第7条 部会は部会長が招集し、部会長が議長を務める。

- 2 部会の会議は、部会に属する委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

- 3 部会の議事運営については、部会に属する委員の意見を聴いて定める。
- 4 部会は、その議事内容の概要を公表する。

(部会の意見)

第8条 部会は、モニタリング調査計画の内容及びその調査結果の分析について、委員の意見をとりまとめ、部会の意見として述べる。

(資料の掲示)

第9条 徳山ダム管理所長は、部会の審議に際し、モニタリング調査計画の内容及びその調査結果の分析について説明を行い、部会からの求めに応じ、必要な資料を提供する。

(事務局)

第10条 部会の事務局は、徳山ダム管理所に置く。

(雑 則)

第11条 部会の委員に変更が生じる場合には、その都度部会に諮り、了承を得るものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成17年11月21日から施行する。

(一部改正)

平成18年7月25日

(一部改正)

平成20年4月1日（組織名称を変更）

別表－1

徳山ダムモニタリング部会

委員名簿

氏名	専門	役職
阿部 學	鳥類 (猛禽類)	特定非営利活動法人 日本猛禽類研究機構 (Raptor Japan) 理事長
駒田 格知	魚類	名古屋女子大学家政学部 教授
西條 好廸	植物	岐阜大学流域圏科学研究所センター 准教授
中村 浩志	鳥類	信州大学教育学部 教授
野平 照雄	昆虫類	自然学総合研究所 研究員
藤田 裕一郎	河川工学	岐阜大学流域圏科学研究所センター 教授
前田 喜四雄	哺乳類	特定非営利活動法人 東洋蝙蝠研究所 理事長
松井 正文	両生類	京都大学大学院 教授
松尾 直規	水質	中部大学工学部 教授

(五十音順)

